

# 自転車レーンの設置基準により、安全で快適な自転車走行環境を確保



問い合わせ先 岡山市都市整備局道路計画課  
 ☎ 086-803-1695 ■ [http://www.city.okayama.jp/toshi/dourokeikaku/dourokeikaku\\_00070.html](http://www.city.okayama.jp/toshi/dourokeikaku/dourokeikaku_00070.html)

- 「自転車先進都市おかやま」の実現に向けて、道路構造令に規定がない自転車レーンの設置基準を独自に規定した条例を制定
- 自動車・歩行者と自転車の分離により、安全で快適に自転車を走行できる環境を実現し、まちなかの回遊性の向上と賑わいも創出



自転車の専用信号 逆走防止の看板  
 市役所筋における自転車レーンの設置 自転車の専用レーン 荷さばき車両の駐車時の迂回路

## 取組の背景 市内の「迷惑自転車」や「放置自転車」などが課題に

- 岡山市は、温暖で晴れの日が多く、市域南部に向けて平坦な地形が広がっていることから、自転車利用に適した環境であり、自転車の利用率が高い。一方、道路を我が物顔に走り回り、歩行者にも車にも危険な「迷惑自転車」や、景観を損ね、通行の邪魔になる「放置自転車」などが問題となっていた。
- 誰もが自転車を「安全」で「便利」に「楽しく」使うことができる「自転車先進都市おかやま」の実現に向けて、平成24年8月に「自転車先進都市おかやま実行戦略」を策定し、自転車走行空間や駐輪環境の整備、コミュニティサイクルの導入、啓発活動の推進など、ハード・ソフト両面の総合的かつ体系的なプログラムを、官民が連携して推進していくこととした。

## 取組の概要 自転車レーンの設置に係る市独自の基準を規定

- 第1次一括法による道路法の改正を踏まえ、市独自の基準として自転車レーンの設置基準を規定し、以下の道路に該当する場合に、自転車レーンを設置することを可能とする「岡山市道路構造等

条例」を平成24年12月に制定した。

- 条例に基づき、以下の道路に該当する場合に、自転車レーンを設置することとした。
  1. 自動車及び自転車の交通量が多い道路
  2. 「自転車の交通量が多い道路」又は「自動車及び歩行者の交通量が多い道路」で、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合  
 (ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。また、自転車道を設ける道路を除くこととする。さらに、自転車レーンの幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。)

## 取組の成果 安全で快適な自転車走行環境整備や市内の回遊性向上に寄与

- 市独自の基準に基づく初の自転車レーンを、岡山駅と岡山市役所を結ぶ市道(市役所筋)で、平成26年10月に運用を開始した(設置実績：平成26年度 2箇所(市役所筋(2,150m)、後楽園通り(1,100m))。)
- 自動車・歩行者と自転車の分離により、安全で快適な自転車走行環境や、まちなかの回遊性の向上と賑わいの創出に寄与している。

## 地方分権改革との関連

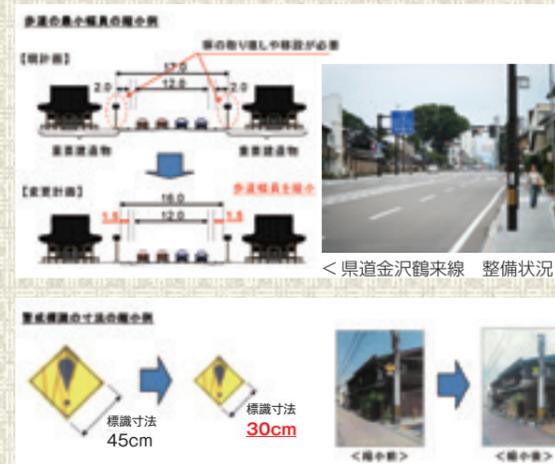
- 従来、道路の整備においては、道路法に基づく道路構造令により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法により、道路法が改正され、道路構造の技術的基準が条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造の技術的基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、岡山市は、平成24年12月、道路構造令に規定がない自転車レーンの設置基準を「岡山市道路構造等条例」に規定し、市独自の整備基準を明確化した(平成25年4月施行)。

## コラム

### 歴史的な街並み・建物・景観などを保全した道路を整備

石川県

- 石川県では、伝統的建造物群保存地区の沿道において、歴史的建造物が建ち、歴史的な街並みを形成しており、道路整備を行う際、国の道路基準では景観を形成する塀を壊さなければならず、その保全が課題となっていた。
- 第1次一括法による道路法の改正により、道路構造の技術的基準が条例に委任されたため、平成24年12月、伝統的建造物群保存地区などにおいて、歩道の最小幅員や警戒標識の寸法に係る県独自の基準を定める「道路構造基準等を定める条例」を制定した(平成25年4月施行)。
- 県道(金沢鶴来線)において、歩道幅員を縮小した新たな基準を適用することにより、沿道の寺院の塀などを移設する必要がなくなり、歴史的街並みなどの景観を保全した道路整備を進めることが可能となった。



【問い合わせ先】石川県土木部道路建設課 ☎ 076-225-1722  
 ■ <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/douken/index.html>